

年内、生活保護申請は何日まで可能か

「今、簡宿に住んでいるのだけれど、どうしたらいい」と聞かれて

大阪市は、12月29日から1月3日までが休みだけれど・・・

それぞれの都合と役所の都合と・・・

14日朝、いつものように夜間学校ニュースを配っていると、「生活保護申請は、いつまでできる」という質問がありました。

生活保護申請窓口は、近いところというと、市更相と西成区役所ですが、役所は、28日が御用納め、1月4日が仕事始めです。12月29日から1月3日は、生活保護申請をすることができません。

23日が、休日、25日は土曜日、26日が日曜日ですから、22日以降は、まず無理と考えていた方が無難でしょう。勿論、27・28日も役所は開いていて、仕事はするでしょうから、申請できないわけではありません・・・

24日は、平日ですが、西成区役所は生活保護費の現金支給日、ほぼ職員総出で支給に当たっているのです。さて、新規受付はどうなるか・・・これも、受けないとは言わないでしょうが、待ち時間は相当かかるかも・・・

さて、質問してきた人は、現在、簡宿に泊まっているそうです。大阪市は簡宿での居宅保護を認めていませんので、アパートに移る必要があります。そう伝えると、泊まって

いるところで相談したら、どこか紹介してくれるやろ、ということでした。

簡宿がアパートに転業したところは、敷金が不要です。たいがい布団や小さなテレビ・冷蔵庫くらいはある。

ですから、入居した日に、契約書を書いてもらい、西成区役所に行くことになります。西成区役所に行く日は、上段に書いた事情で、22日までが無難ということになります。

考えておかねばならないことは、お金がいつ手に入るかです。今から申請しても、年内に支給されるとは思えません。ある程度の持ち金がある場合はいいとして、そうでなければ、役所が前貸ししてくれるお金で辛抱することになります。

考えついでにもう一つ、最近、役所が転居についてうるさくなっていると言ったことがあります。

安易に簡宿転用アパートに入って、やっぱりこれはアカンわ、となっても、敷金を自分で貯めない限り、広いところへの転居がなかなか難しくなっている。それぞれによく考えて、判断を！

し こうそう かま さき ち いき ふく し そうだんまどぐち
市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

や かんしゆくしよりょう た だ りょう しゅうへん こうえん の じゆく かり ご や せいかつ せいかつ
夜間 宿 所利用・炊き出し利用、センター周 辺や公園での野 宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

やくしょ　かんかつ　なわ　ば　し　こうそう　まどぐち　てんのう　じ　こうえん　ね　てんのう　じ　く　やくしょ　そうだん
役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談
して下さい」といわれます。「鶴見橋 商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この
てん　そうだん　い　まえ　かくにん
点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさか し りつこうせいそうだんしょ
大阪市立更生相談所にできること

1) いりょうそうだん 医療相談

からだ ちょうし わるひと いしゃ しょうかい たいがい いりょう しょうかい がん か し か びょうき
体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、
た びょういん しょうかい もちろん むりょう いしゃ いりょう じゅしん あと いりょう そうだんしつ
他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室
で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。
にゅういん ばあい せいかつ ほ ご いりょう ほ ご にゅういん ほ ご い
入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）ということになります。

2) 施設相談し せつそうだん

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。

最近（さいきん）は利用者（りようしゃ）が少ない（すく）ので、断（ことわ）られることは少ない（すく）ようです。医療（いりょう）センターの受診（じゅしん）の後（あと）、医療（いりょう）センターの相談室（そうだんしつ）で相談（そう）して、紹介状（しょうかいじょう）を書いてもら（か）うことになります。市更相（しこうそう）に持（も）っていきましょう。

市更相（しこうそう）からの、生活ケアセンター（せいかつ）への紹介状（しょうかいじょう）を持（も）って、三徳寮（さんとくりょう）の受付（うけつけ）に行（い）きます。これは、生活保護法（せいこうほごほうがい）外（えんじょ）の援助（えんじょ）、つまり、法外援助（ほうがいえんご）とい（い）います。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善したい人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。、生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談 きょたくかくほ そうだん

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。

この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。

大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。